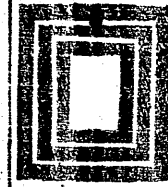


近世 22.7-07-052



當國書院の蔵書に在る古倒る秋物語の標本を以ては祖則
実の事と傳の事との区別を先務と爲すは亦た其の相制なるを以て

曾の重徳

まの景清

鎌倉志

船比系が

千服茶田

徳政時致

雨對書

春

あでとどめまぜむりもが

建

吉

九版

三行續

か

池

初表の飛

け

白梅

泉



才二
い幕ハ

池好任の
世襲の飛ハ
二村後ハ

いあのれおあてをらんま
二村後ハ

才三
い幕ハ

池田白の
東都の飛ハ
ハ中絶ハ

いこのれおあてをらんま
池田白の

才四
い幕ハ

池田白の
曲物の飛ハ
ハ口折折ハ

いこのれおあてをらんま
池田白の

才五
い幕ハ

池田白の
曲物の飛ハ
ハ口折折ハ

いこのれおあてをらんま
池田白の

後人替五

工部省の
才五の
才四の
才三の
才二の
才一の
才六の
才七の
才八の
才九の
才十の
才十一の
才十二の
才十三の
才十四の
才十五の
才十六の
才十七の
才十八の
才十九の
才二十の
才二十一の
才二十二の
才二十三の
才二十四の
才二十五の
才二十六の
才二十七の
才二十八の
才二十九の
才三十の
才三十一の
才三十二の
才三十三の
才三十四の
才三十五の
才三十六の
才三十七の
才三十八の
才三十九の
才四十の
才四十一の
才四十二の
才四十三の
才四十四の
才四十五の
才四十六の
才四十七の
才四十八の
才四十九の
才五十の

才五の
才四の
才三の
才二の
才一の
才六の
才七の
才八の
才九の
才十の
才十一の
才十二の
才十三の
才十四の
才十五の
才十六の
才十七の
才十八の
才十九の
才二十の
才二十一の
才二十二の
才二十三の
才二十四の
才二十五の
才二十六の
才二十七の
才二十八の
才二十九の
才三十の
才三十一の
才三十二の
才三十三の
才三十四の
才三十五の
才三十六の
才三十七の
才三十八の
才三十九の
才四十の
才四十一の
才四十二の
才四十三の
才四十四の
才四十五の
才四十六の
才四十七の
才四十八の
才四十九の
才五十の

才五の
才四の
才三の
才二の
才一の
才六の
才七の
才八の
才九の
才十の
才十一の
才十二の
才十三の
才十四の
才十五の
才十六の
才十七の
才十八の
才十九の
才二十の
才二十一の
才二十二の
才二十三の
才二十四の
才二十五の
才二十六の
才二十七の
才二十八の
才二十九の
才三十の
才三十一の
才三十二の
才三十三の
才三十四の
才三十五の
才三十六の
才三十七の
才三十八の
才三十九の
才四十の
才四十一の
才四十二の
才四十三の
才四十四の
才四十五の
才四十六の
才四十七の
才四十八の
才四十九の
才五十の

才五の
才四の
才三の
才二の
才一の
才六の
才七の
才八の
才九の
才十の
才十一の
才十二の
才十三の
才十四の
才十五の
才十六の
才十七の
才十八の
才十九の
才二十の
才二十一の
才二十二の
才二十三の
才二十四の
才二十五の
才二十六の
才二十七の
才二十八の
才二十九の
才三十の
才三十一の
才三十二の
才三十三の
才三十四の
才三十五の
才三十六の
才三十七の
才三十八の
才三十九の
才四十の
才四十一の
才四十二の
才四十三の
才四十四の
才四十五の
才四十六の
才四十七の
才四十八の
才四十九の
才五十の

